

○地域旅客運送サービス継続事業支援補助金交付要領 (案)

(目的)

第1条 この要領は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する地域旅客運送サービス継続事業(以下「継続事業」という。)を実施するに当たり、継続事業の対象となるバス路線を現に運行する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民等の日常生活に必要な交通手段を継続的に確保することを目的とし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、継続事業の対象となるバス路線を現に運行する事業者とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から翌年の9月30日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、継続事業の対象となるバス路線において、前条に規定する期間に生じた収支差のうち倉敷市地域公共交通会議が適当と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助対象期間の末日の属する会計年度の11月15日までに、所定の交付申請書に会長が別に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに会長に所定の請求書により補助金の交付を請求し、会長はこれに基づき補助金を支払うものとする。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助事業に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返納)

第9条 会長は、補助事業者がこの要領の規定に違反したと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。